大　崎　市　行　政　不　服　審　査　会　※２

⑨答申

⑧諮問

審査庁

⑩裁決

③審理員指名

⑦審理員意見書

⑥審理

審理員　※１

②形式（適法性審査）

④弁明書等の提出

⑤反論書等の提出

①審査請求

審査請求人

処　分　庁　等

（処分等を行った部署）

処分・不作為

【備考】

※１　審理員は，審査庁に所属し，審査請求に係る処分に関わっていない職員のうちから審査庁が指名します。（審査庁が行政委員会である場合など，審理員が指名されない場合もあります。）

※２　大崎市行政不服審査会は，審査庁からの諮問に応じて裁決案の妥当性を判断する第三者機関です。